



許可番号第 01751001169 号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄 20 番地 1

氏名 早来工営株式会社  
代表取締役 小松 稔明



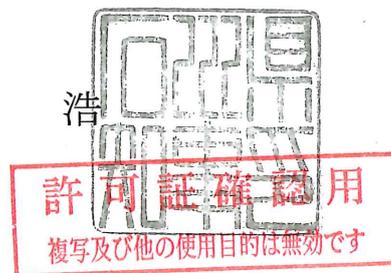
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 馳

浩

許可の年月日 令和 5 年 5 月 31 日

許可の有効年月日 令和 12 年 5 月 30 日



## 1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

廃水銀等

廃石綿等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

【裏面に続く】

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年	5月31日	新規	平成18年	5月31日	更新
平成23年	7月8日	更新	平成23年	10月3日	変更
平成28年	5月31日	更新	(優良認定)		
令和2年	12月7日	変更	令和5年	5月31日	更新
令和6年	5月13日	変更届	(住所の変更)		

5. 積替え許可の有無  
市名 ー 無 許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無